

三木町告示第225号

三木町コミュニティセンター管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年12月18日

三木町長 伊藤 良春

三木町規則第26号

三木町コミュニティセンター管理規則の一部を改正する規則

三木町コミュニティセンター管理規則（昭和63年三木町規則第3号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項第1号の表中

「

多目的ホール 研修室	午前9時～午後10時まで
---------------	--------------

」

を

「

多目的ホール 研修室	午前9時～午後9時まで
---------------	-------------

」に改める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。